

令和3年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

制度の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」における、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしへの支援に関する事業で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり10万円

給付対象世帯

1. 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の住民税均等割が課されていない世帯が対象です。ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

なお、令和3年度分の住民税は令和2年中（1月から12月）の収入に対して賦課されています。

2. 令和3年1月以降の家計急変世帯

上記1（令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯）に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（ア・イ）が対象です。ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

ア. 同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の住民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

イ. 1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

<非課税相当額参考>

給与収入の場合（朝日町の目安）

家族構成例	合計所得 <非課税限度額> (万円)	給与収入 <非課税相当限度額> (万円)
単身または扶養親族がいない場合	38.0	93.0
配偶者など扶養親族（計1名）を扶養している場合	82.8	137.8
配偶者など扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8	168.0
配偶者など扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8	209.7
配偶者など扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8	249.7
寡婦、ひとり親、障害者の場合	135	204.3